

各 都道府県
政 令 市
特 別 区
食品衛生主管部局長 殿

厚生省生活衛生局食品保健課長

国立大学附属病院において発生した食中毒の疑いのある事件の対応について

食品保健行政の推進については、日頃より種々ご配慮を煩わしているところである。

さて、昨年及び本年において、国立大学附属病院において集団食中毒様疾病の発生が報告されたが、発生初期に保健所が行うべき食中毒関連調査が不十分と思われる事例がみられた。

については、下記の点に十分留意の上、適切な原因究明とこれに基づく発生予防対策を講じられるようお願いする。

記

1. 当該医療施設における集団食中毒様疾病の発生を探知した場合には、保健所が行うべき患者の症候学的調査、喫食調査などの疫学調査並びに微生物学的検査等の食中毒関連調査を迅速かつ的確に実施すること。
2. 円滑な食中毒関連調査に資するため、集団食中毒様疾病発生時の迅速な報告を求めること。
3. 食中毒関連調査結果については、原因施設関係者以外の専門家による評価を実施することが必要と思われること。